



平成 25 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社アムスク
代表者名 代表取締役社長 栗原 新太郎
(コード番号 7468)
問合せ先 管理部長 高橋 恭光
(TEL 03-5302-1556)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 6 月 5 日付当社プレスリリース「当社第 39 回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の付議議案及び当社のスクイズアウトに係る株主提案議案への意見表明(賛成)のお知らせ」(以下「平成 25 年 6 月 5 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容 ②」において定義いたします。)の取得について、本日開催の当社の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する J A S D A Q スタンダード市場(以下「J A S D A Q」といいます。)の定める上場廃止基準に該当することとなり、平成 25 年 6 月 28 日から平成 25 年 7 月 16 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 25 年 7 月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を J A S D A Q において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式について、平成 25 年 7 月 21 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記録された株主様をもって、平成 25 年 7 月 22 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式(但し、自己株式を除きます。)を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 1,010,000 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式(下記「I. ①」において定義いたします。)を交付する株主と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 25 年 6 月 5 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得（以下「本非公開化手続」と総称します。）について必要なご承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ①当社の定款の一部を変更し、定款第 5 条の 2 に定める A 種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。）といたします。
- ②上記①の手続による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、栗原暎子及び栗原新太郎を除く株主の皆様を取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、割り当てられる A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

II. 当社の定款一部変更（本非公開化手続のうち①及び②）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本非公開化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第 3 号議案の一部として付議され、承認可決されました。また、本非公開化手続のうち②は本定時株主総会における第 3 号議案の一部及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本定時株主総会第 3 号議案中、本非公開化手続①に関する部分に係る定款変更の内容は、平成 25 年 6 月 5 日付当社プレスリリース「2 (2) 第 3 号議案 (2) ① 種類株式発行に係る定款一部変更」に記載のとおりであり、また本定時株主総会第 3 号議案中、本非公開化手続②に関する部分及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリース「2 (2) 第 3 号議案 (2) ② 全部取得条項の付加に係る定款一部

変更」に記載のとおりです。

2. 定款一部変更の効力の発生

本非公開化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会の承認可決をもって本日発生しております。また、本非公開化手続のうち②の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 25 年 7 月 22 日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本非公開化手続のうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本定時株主総会における第 3 号議案の一部として付議され、承認可決されました。本定時株主総会第 3 号議案中、本非公開化手続③に関する部分に係る定款変更の内容は、平成 25 年 6 月 5 日付当社プレスリリース「2 (2) 第 3 号議案 (2) ③ 全部取得条項付普通株式の取得」に記載のとおりです。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本非公開化手続のうち②の定款変更の効力が発生することを条件として、平成 25 年 7 月 22 日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに発行する A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付するものであります。

かかる交付の結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式を、会社法第 234 条の規定に従ってこれを売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様へ交付することを予定しております。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、各株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に 300 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が

上記金額と異なる場合もあります。

IV. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社普通株式は、JASDAQの上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成25年6月28日から平成25年7月16日までの間、整理銘柄に指定された後、平成25年7月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

V. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本非公開化手続のうち①）の効力発生日	平成25年6月28日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成25年6月28日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日 設定公告	平成25年7月1日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成25年7月16日（火）
当社普通株式の上場廃止日	平成25年7月17日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成25年7月21日（日）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（本非公開化手続のうち②）の効力発生日	平成25年7月22日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本非公開化手続のうち③）の効力発生日	平成25年7月22日（月）

以 上